四　読替え後の行政不服審査法第三十条第一項の規定による反論書を提出すべき期間の決定
五　読替え後の行政不服審査法第三十条第二項の規定による意見書を提出すべき期間の決定
六　読替え後の行政不服審査法第三十条第三項の規定による参加人及び処分庁への反論書の送付並びに審査請求人及び処分庁への意見書の送付
七　読替え後の行政不服審査法第三十一条第二項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定
八　読替え後の行政不服審査法第三十一条第四項の規定による申立人の陳述の制限
九　読替え後の行政不服審査法第三十一条第五項の規定による申立人の発問の許可
十　読替え後の行政不服審査法第三十五条第二項の規定による検証の日時及び場所の決定
十一　読替え後の行政不服審査法第三十八条第二項の規定による提出書類等の提出人からの意見聴取
十二　読替え後の行政不服審査法第三十八条第二項ただし書の規定による提出書類等の提出人の意見を聴かないことの決定
十三　読替え後の行政不服審査法第四十一条第三項の規定による自治紛争処理委員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期の決定
十四　令第百七十八条の二第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第九条の規定による通話者及び通話先の場所の確認
十五　次条の規定により読み替えて適用する行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号。次号において「読替え後の行政不服審査法施行規則」という。）第一条の規定による場所の指定
十六　読替え後の行政不服審査法施行規則第四条第三号の規定による自治紛争処理委員意見書とともに提出する書類の決定
（行政不服審査法施行規則の規定の適用に関する読替え）

第二十四条　審査請求についての行政不服審査法施行規則の規定の適用については、同令第一条及び第四条中「審理員」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。

第四章　法第二百五十五条の五第一項に規定する審査の申立て、審決の申請等があった場合の審理

（審査の申立て等への審査請求に関する規定の準用）

第二十五条　第三章の規定（前条の規定を除く。）は、法第二百五十五条の五第一項に規定する審査の申立て又は審決の申請（次条において「審査の申立て等」という。）について準用する。
（審査の申立て等への行政不服審査法施行規則の規定の準用等）

第二十六条　審査の申立て等についての次条において準用する行政不服審査法施行規則の規定の適用については、同令第一条及び第四条中「審理員」とあるのは、「自治紛争処理委員」とする。

第二十七条　前条に特別の定めがあるものを除くほか、法第二百五十八条第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行規則第一条から第四条までの規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理等の手続に関する省令（平成二十八年総務省令第七号）	第六条第一項及び第十二条

（自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令の一部改正）

第三条　自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次
第一章　総則（第一条）
第二章　自治紛争処理委員（第二条―第四条）
第三章　都道府県又は都道府県の機関が当事者となる普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停
　第一節　調停の手続（第五条―第七条）
　第二節　当事者が調停に出席する場合の手続（第八条・第九条）
　第三節　情報の収集（第十条―第十二条）
　第四節　自治紛争処理委員の合議（第十三条）
第四章　都道府県の関与に関する審査の申出があった場合の審査
　第一節　審査の手続（第十四条―第二十一条）
　第二節　当事者等が審査に出席する場合の手続（第二十二条―第二十五条）
　第三節　証拠調べ（第二十六条―第三十九条）
　第四節　審査の申出の取下げ（第四十条）
　第五節　自治紛争処理委員の合議（第四十一条）
第五章　都道府県が当事者となる連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間の紛争に係る処理方策の提示
　第一節　処理方策の提示の手続（第四十二条―第四十四条）
　第二節　当事者が処理方策を定めるための審議に出席する場合の手続（第四十五条・第四十六条）
　第三節　情報の収集（第四十七条・第四十八条）
　第四節　自治紛争処理委員の合議（第四十九条）
第六章　電子情報処理組織による提出等の手続等（第五十条―第五十二条）
附則

第十九条第三項中「自治紛争処理委員は、」を「自治紛争処理委員が」に、「、関係行政機関」を「関係行政機関」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第四項中「関係行政機関」を「参加行政機関」に改める。

第三十三条の見出し中「物件の提出」を「物件の提出要求等」に改め、同条中「物件の提出」を「物件の提出要求及び留置」に改め、「、文書又は口頭により」を削る。

○総務省令第八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）を実施するため、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十二日

総務大臣　山本　早苗

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条　地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行規則（平成二十八年総務省令第五号）第一条から第四条までの規定を準用する。

附　則

この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

告示

○内閣府告示第十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、地方創生加速化交付金（当該都道府県内の市町村（特別区を含む。）に交付するものに限る。）について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定に基づく補助金等の交付申請書の受理

二　法第六条第一項の規定に基づく補助金等の交付に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等